

令和6年第1回秩父別町議会定例会会議録 目次

令和6年 3月11日(月)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 5号	令和5年度秩父別町一般会計補正予算(第7号)について	6
6	議案第 6号	令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	9
7	議案第 7号	令和5年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	9
8	議案第 8号	令和5年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	10
9	議案第 9号	令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	11
10	議案第10号	令和5年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について	12
11		令和6年度秩父別町行政執行方針	別掲
12		令和6年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
13		一般質問	13
14	議案第11号	秩父別町立義務教育学校設置条例の設定について	32
15	議案第12号	秩父別町ケアラー基本条例の設定について	33
16	議案第13号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	36
17	議案第14号	秩父別町農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	37
18	議案第15号	秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について	38
19	議案第16号	秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について	38
20	議案第17号	秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について	39
21	議案第18号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	40
22	議案第19号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	41
23	議案第20号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	42
24	議案第21号	秩父別町営住宅条例の一部を改正する条例の設定について	42
25	議案第22号	秩父別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について	42
26	発議第 1号	秩父別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	45

27	議案第23号	令和6年度秩父別町一般会計予算について	46
28	議案第24号	令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	46
29	議案第25号	令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	46
30	議案第26号	令和6年度秩父別町介護保険特別会計予算について	46
31	議案第27号	令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について	46
32	議案第28号	令和6年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	47

令和6年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和6年3月11日（月曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
産業課長	笹木	雄介	君	会計管理者	尾垣	義次	君
住民課長	塩地	勇夫	君	企画課長	北垣	慎二	君
建設課長	宮武	幸充	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

内山 潔 君

北 俊 紀 君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5 番

中西 伴 浩 君

6 番

寺 迫 公 裕 君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和6年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 中西伴浩議員、6番 寺迫公裕議員を指名します。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月13日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（内山君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第5号から第29号までの25件でございます。次に発議が1件、さらに意見案が3件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出について、議

員の派遣についてがございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員からは、指定管理者並びに指定管理施設の監査結果と1月から3月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。

写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、融雪期を迎え、営農の準備に加え、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

1月15日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

最初に、職員の退職について申し上げますが、この3月31日をもって、一昨年より北海道後期高齢者医療広域連合に派遣しております片山係長と産業課の南茂主事補、さらには永峰係長が退職いたします。

片山係長は、平成13年3月に名城大学法学部を卒業後、民間企業にお勤めになり、平成14年4月に役場に奉職されました。

保険介護課をはじめ、全ての部署で勤務された後、令和4年4月からは北海道後期高齢者医療広域連合に派遣され、2年間ご活躍をいただきました。

この年度末で派遣期間を終える矢先の突然の申し出で大変驚き、慰留に努めましたけれども、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところで

あります。

真面目な性格で、堅実かつ適切な事務対応に心がけてこられた方でありましたが、片山さんの、今後のご活躍とご多幸をお祈りさせていただく次第でございます。

南茂主事補につきましては、令和2年3月に滝川高等学校を卒業後、同年4月に役場に奉職され、総務課と産業課にて勤務をいただきました。

温厚なお人柄で、意欲的に事務に精励されており、今後の活躍も期待しておりましたけれども、誠に残念であります。本人の強い希望でありますので、退職を承認した次第でございます。

南茂さんの、今後のご健康とご多幸をお祈りさせていただく次第であります。

また、永峰係長でありますけれども、一昨年度、定年を迎え、再任用職員として勤務されておりましたけれども、この度任期を終えて退職されることになりました。

退職後は、引き続き本町でお住まいになるとのことでもありますので、永峰さんの、今後のご健康とご多幸をお祈りさせていただく次第でございます。

次に、職員の新規採用について申し上げます。

本年度は、一般事務職1名を採用いたします。

採用者は、新十津川町出身で令和4年3月に滝川西高等学校を卒業されまして、本年3月に専門学校を卒業予定であります青木竣さんであります。

昨年12月に実施した職員採用試験を優秀な成績で合格した方であり、大いに期待を申し上げるところであります。

また、片山係長と南茂主事補の突然の退職を受けまして、急遽、一般事務職の募集を行っており、今月15日まで申し込みを受け付け、後日、採用試験を実施する予定であります。

次に、職員の派遣について申し上げます。

住民課の源主事をこの4月から1年間、北海道空知総合振興局に派遣することで現在、北海道と協議中であり、最終的な調整を行っております。

源主事の更なるご活躍をお祈りするところでございます。

次に、一昨年から公益財団法人北海道市町村振興協会に派遣しておりました石井主事が2年間の派遣期間を終えて戻ってまいります。

石井主事には、派遣期間中に培われた経験や人脈を活かして、今後、大いに活躍されますことを期待いたしております。

以上申し上げます、職員の動静とさせていただきます。

次に、令和6年能登半島地震災害に係る対応についてご報告申し上げます。

1月1日午後4時10分頃、石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生し、その後、同地方を中心に大規模な津波が観測され、建物の倒壊や火災、道路網の寸断など広範囲にわたり甚大な災害が発生いたしました。

本町におきましては、過去に起きた東日本大震災や北海道胆振東部地震等の経験を踏まえ、有効な支援策を検討し、1月11日から、役場をはじめ、町内の公共施設や農協、北空知信金、さらには郵便局など8か所に募金箱を設置して、町民の皆様には義援金の協力を呼びかけているところでございます。

義援金は、6月末を目途としてとりまとめ、日本赤十字社を通して、被災された皆様に届けられる予定であります。

さらに、本町からは被災地に対する義援金として石川県に50万円と、B&G財団からの募金の協力依頼に対して、10万円の支援をいたしました。

予算につきましては、急を要しましたことから一般会計予備費を充用し、1月30日に送金させていただいたところであります。

今回の地震では、死亡・負傷者等の人的被害や住居の被害に加え、道路の破損や断水などライフラインの寸断が長期化し、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされており、日常生活に多大な支障が生じている状況であります。

現在も懸命な復旧作業が続いておりますが、復興には相当の期間を要するものと思われまます。

今後もしできる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として始めに、3月1日現在における令和6年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校につきましては、普通学級の在籍予定児童数は1年生が11名、2年生が12名、3年生が16名、4年生が18名、5年生が18名、6年生が19名となります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語の6名、3学級になりますので、全学級数は9学級編制となり、全校児童数は今年度と比較して2名増の100名となります。

教職員数ですが、病弱学級が1学級減となるため、今年度と比較して1名減となります。校長・教頭・一般教諭合わせて13名、養護教諭と事務職員が2名の計15名となる予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が8名、2年生が17名、3年生が8名となります。

また、特別支援学級は、知的学級と情緒学級の生徒4名、2学級になりますので、全学級数は5学級編成となり、全校生徒数は今年度と比較し13名減の37名となります。

最後に、教職員数ですが、今年度と同様に、校長・教頭・一般教諭合わせて12名、養護教諭と事務職員が2名の計14名が配置される予定であります。

次に、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

本調査は、全国の小・中学校が児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣などを把握・分析することにより、学校における体育・健康等に関する指導の改善に役立てることを目的に実施しているものでございます。

昨年5月から7月にかけて、小学5年生と中学2年生を対象として、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げなど8種目の実技調査と質問紙調査を行いました。

本町の状況ですが、全ての実技種目の成績を合計した体力合計点で比較しますと、小学校男子は全国平均を1.2ポイント上回りましたが、女子は6.8ポイント下回る結果となりました。

中学校男子は全国平均を 3.2 ポイント、女子は 13.7 ポイント下回る結果となりました。

また、種目別では、小学校男子では 8 種目中、ソフトボール投げと 20 メートルシャトルラン、立ち幅跳びなどの 5 種目で全国平均を上回りましたが、女子は全ての種目で全国平均を下回る結果となりました。

中学校では男子は、8 種目中握力と上体起こしの 2 種目で全国平均を上回り、女子は長座体前屈 1 種目のみが全国平均を上回りました。

また、質問紙調査のうち「体育の授業は楽しいですか」という問いに対する回答では、「楽しい」と「やや楽しい」を合わせると、小学校の男子が 88.9%、女子が 83.3%となっており、中学校の男子では 83.4%、女子が 50.0%という回答結果でした。

全国平均と比較しますと、小学校男子は 5.8 ポイント、女子は 6.6 ポイント、中学校男子は 6.3 ポイント、中学校女子は 32.6 ポイントと、いずれも全国平均を下回る結果となりました。

小・中学校では、子どもたちの体力・運動能力向上のため、アフターコロナを踏まえ、感染症対策と教育活動の両立を図りながら組織的な授業改善や望ましい生活習慣の確立など粘り強く取り組みを進めていただいているところではありますが、引き続き、こうした取り組みの充実を図ることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今回の結果を踏まえ、これまでの取り組みの更なる改善・充実を図り、本町の子どもたちが、運動やスポーツを通じて体力・運動能力を高め、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現するための基礎を培うことができるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となった効果的な取り組みの充実を推進してまいります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げ、令和 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告といたします。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

議 長（大野君）

日程第5、議案第5号「令和5年度秩父別町一般会計補正予算（第7号）
について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第5号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

小学校と中学校のですね、学習支援員のことでお伺いしたいのですけれども、大幅な減額という形になってございます。

これは勤務実績がなかったということなのか、何かの事情で勤務する必要がなかったのか、その辺の理由といたしましょうか、それをお伺いしたいと思います。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

小学校と中学校の学習支援員ということですが、まず小学校につきましては、4月から7月まで勤務が午前と午後としておった訳なのですが、道の方で多分道職員の会計年度任用職員という身分を持っておりましたので、道と町で折半というような、そういうイメージで整理しておりましたので、その減額ということでございますし、中学校の学習支援員につきましては、当初見込んでおっただけの時間を来ていただけなかったということで、この支援員さんの事情にもよるのですが、当初は一日単位での勤務というのを見込んでいた訳なのですが、実際は一日何時間というような形での勤務形態になったということでの減額でございます。以上

でございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 眞島議員。

3 番（眞島君）

歳出の15ページの企画費についてお伺いしたいのですけれども、企画費報酬のところなのですけれども、インバウンド事業会計、これ390万程計画していたのかなと思いますけれども、100万程減額になっていきますけれども、この理由についてちょっとお聞かせいただきたいなど。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

報酬のインバウンド事業会計職員の報酬でございますが、今までは月額32万9千円で見込んでございました。

それを活動実績に応じた日額に変更しましたので、一日当たり15,666円ですか、それで積算し直すと、このように残が生じたということでございます。以上でございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

(日程第6 議案第6号「令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (大野君)

日程第6、議案第6号「令和5年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第6号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

(日程第7 議案第7号「令和5年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」)

議 長 (大野君)

日程第7、議案第7号「令和5年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第7号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第8 議案第8号「令和5年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」）

議長（大野君）

日程第8、議案第8号「令和5年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第9号「令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (大野君)

日程第9、議案第9号「令和5年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第10 議案第 10 号「令和5年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第3号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 10、議案第 10 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号) について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 10 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 10 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、原案どおり可決いたしました。

午前 11 時 10 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 54 分

再 開 午前 11 時 9 分

再開をいたします。

(日程第11 令和6年度秩父別町行政執行方針)

議 長 (大野君)

日程第11、町長から令和6年度秩父別町行政執行方針を伺います。
町長。

町 長 (澁谷君)

別紙「令和6年度秩父別町行政執行方針」により朗読

(日程第12 令和6年度秩父別町教育行政執行方針)

議 長 (大野君)

日程第12、教育長から令和6年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。
教育長。

教 育 長 (早川君)

別紙「令和6年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

(日程第13 一般質問)

議 長 (大野君)

日程第13、一般質問を行います。2番 金子議員の発言を許します。
2番 金子議員。

2 番 (金子君)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問2点を質問をさせていただきます。

まず最初に、ゼロカーボンシティ町民が取り組めることと題して、質問をさせていただきます。

令和3年3月第4回定例会において、町長は2050年ゼロカーボンシティ実現を目指すことを表明いたしました。

令和6年度会計予算においても、地域マイクログリッド構築、ゼロカーボン推進事業補助金を計上するとともに、今月には秩父別町地球温暖化対策実行計画の事務事業編の公表が予定されており、ゼロカーボンシティ実

現に向けて着実に歩みを進めていることに敬意を表するところでございます。

二酸化炭素排出ゼロが話題になり始めた頃、知識のない私は世界が、日本が、我々個人は、何をすべきなのか、ゼロって本当に実現するのだろうかと思いを巡らすような思いでニュースを見ておりました。

ゼロカーボンシティの個人での取り組み事例は、ここでは割愛し、役場町広報で周知いただくこととしますが、今日は、町民の御協力のもと行政でない取り組みを提案したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

個人でできること、身近なことから協力できることの一つとして、ごみの分別があります。

本町の町民の皆さんも大部分の方が分別に積極的にご協力いただいていると思っておりますが、本町の分別にプラスチックごみは分別されていません。

資源保護の観点からも町民の皆さんにプラスチックごみの分別をお願いしてはいかがでしょうか。

北空知衛生センターでは、燃えるごみですので、分別しなくても収集しないなどのペナルティーは課すことなく、自主的に分別していただき、コスト計算をした上で可能であれば、無料が喜ばしいところでございますが、今までより回収回数が増えることが予想されます。

また、プラスチックごみを運搬するための運搬距離が延びることも考えられます。燃えるごみの袋の半額程度を検討してはいかがでしょうか。

国では、地方交付税にごみ分別事業を基準財政需要額に算入されることとされています。

また、令和4年に施行されたプラスチック資源循環促進法は、自治体に容器包装プラスチックだけでなく、おもちゃや文具などの製品プラスチックの一括回収を自治体の努力義務となったとの報道がありました。

慣れるまで面倒ではありますが、お金がかからず、少しの手間で二酸化炭素削減に貢献できます。

町民の皆さんに二酸化炭素排出ゼロを意識していただくためにも、効果的だと思いますので、ご検討いただければと思います。

町長のご答弁をお願い申し上げます。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

金子議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、私達が生活する上でプラスチック製品は、幅広く利用されておりますし、不法投棄による海洋汚染、あるいは燃焼処理する際に排出される二酸化炭素により地球温暖化が進むなど環境への影響が懸念されているところであります。

環境省の調査によりますと、家庭ごみに含まれるプラスチックごみの量は、容積比で48.1%、重量比、重さで12.2%の割合で含まれているようでございます。

国では、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を施行いたしまして、製造からリサイクルまでの措置事項を定め、市区町村においても分別収集の実施について努力義務とするなど、資源循環の高度化に向けた環境整備を推進しております。

空知管内でのプラスチックごみの回収状況につきましては、南空知公衆衛生組合でペットボトルやトレイ類の他、包装袋や発泡スチロールなどの分別とリサイクルを行っております。

また、三笠市では本年4月から容器包装プラスチックに加え、子どものおもちゃなどの製品プラスチックについても回収を開始する予定であります。

さて、本町のごみ収集でございますけれども、平成14年11月から現在の6分別12種類に分けておりますけれども、北空知衛生センターと中・北空知廃棄物処理広域連合の処理施設におけるプラスチックごみの資源化はペットボトルと白色トレイ以外に対応できておらず、その他のごみは燃えるごみとして処理されているところでございます。

町独自でのプラスチックごみの分別回収とのことではありますが、実施のためには市町村が容器包装リサイクル法に基づく指定法人に委託するか、あるいは再商品化事業者と連携した再商品化計画を策定して、環境省の認可を受ける必要がございます。

また、指定法人に委託したとしてもですね、収集したプラスチックごみを圧縮して出荷する中間処理施設がどうしても必要となってまいりますの

で、またおまけに近隣に業者がないために、保管施設の確保であるとか、運搬費用もかさむといったことなどから、単独での実施については費用対効果の検証も必要であるかなと考えております。

ただ、町といたしましても、ゼロカーボンシティ宣言に基づきまして、プラスチックごみ回収の必要性を感じておりまして、これまでも度々機会があるごとに、北空知衛生センター組合及び中・北空知廃棄物処理広域連合に対して要請してきたところでありまして、まだ実現に至っておりませんが、今後でもですね、引き続き正副組合長会議などで働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

ゼロカーボンを推進するためには、行政だけでなく、議員がおっしゃったように、町民の皆さんが高い意識を持って、ごみの減量化でありますとか、室内温度を適正に保つとか、様々な取り組みを進めることが必要であります。

今後も、持続可能な社会を構築するために、限られた資源を有効に活用する循環型社会を実現するとともに、より快適な環境づくりに向けて努力してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

よろしくお願い申し上げます。

議長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

有難うございます。2050年というところ、我々はゼロカーボンを見届けることができないのではないかとというぐらいの長期に渡る計画でございます。

前向きなご答弁をいただいたと認識しておりますが、去年の12月5日の北海道新聞ですか、これに高知県ですね、企業が苫小牧にプラ再生工場を建設するという、進出する予定だというふうに新聞に載っていましたが、近場では三笠市が製品プラ、資源ごみの収集を4月から始めるというふうな記事も載っております。

今回この質問をさせていただくにあたりですね、おそらく町民の方からは、批判というか、何でそんな面倒くさいことを質問するのだというふうにお叱りを受けるのを覚悟でですね、私は質問をさせていただいたところ

なのでございますが、これから子ども達、教育委員会も含めてですね、今の子ども達がそういう分別をして、二酸化炭素ゼロに向かってそういう意識を持っていただかないと、到底ゼロは無理ではないかなというふうに私は思っておりますので、ぜひとも、これは教育委員会へのお願いなのですが、子ども達にそういう教育といいますかね、そういうのをやっていただきたいと思えます。

有難うございました。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

有難うございました。私どもの調べたところでは、プラごみを集めているというか、回収できるのはこの近くで、当麻町が一番近いだろうと思っておりますし、再処理工場はなかなか、おそらく千歳まで行かなきゃないだろうというふうに思っておりますので、今議員が言われたように、今後分別回収が当然のものになってくると思えます。

それから、一点だけ補足でございますけれども、特別交付税措置があるということですが、これはプラスチックだの何だの、分別回収さえすれば、プラスチックごみにしようと発泡スチロールにしようと、分別回収をすれば特交措置されるということでご理解いただきたいと思います。

議 長（大野君）

金子議員、2つ目どうぞ。

2 番（金子君）

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

質問事項は、奨学金制度の復活と奨学金返還支援事業の創設についてということでございます。

最近バブルの再来かと思われるような株価高騰と、春闘では過去最高の賃金引き上げがニュースになっています。

テレビニュースのインタビューでは、それらを実感できないとの声も聞

こえます。

さらに、今回議会で実施したアンケートにおいても、子育てへの経済的不安の声もいただきました。

近年、18歳以上の高等教育機関への進学率は年々上昇し、文部科学省が公表した資料では、令和4年には大学・短大・高専・専門学校を合計した全国の進学率は83.8%だそうです。

また、大学・短大への現役志願率においては64.1%と報告されています。私が高校を卒業した昭和52年の大学・短大の進学率は約37%ですので、1.7倍伸びていることになろうかと思えます。

これら現状から以下についてご答弁をお願いしたいと思います。

町史によりますと本町においては、昭和47年に人材開発と育成を目的に秩父別町奨学金条例が制定され、廃止される平成元年までに113人、12,354千円が貸与され活用されてきました。

利子については、記載がなく不明ですが、卒業後町内に5年以上在住した場合には、貸与された奨学金は免除されているとのことでした。

生活の多様化により、経済的に学費を全て賄える家庭ばかりではありません。

大学等に通う生徒さんの二人に一人は何らかの奨学金を借り入れ、アルバイトをしながら通学しているとの数値もあるそうです。

当然ですが、借りたものは返さなければなりません。就職後に返済が大変で結婚したくても将来不安だとの声もあります。

平成27年4月10日付けで文部科学省が奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進に基づき、令和5年6月1日現在で奨学金返済支援に取り組んでいる市町村は全国で695市町村あるそうです。

未来を担う子ども達と子育て家庭を応援するために、無利子の奨学金制度復活と奨学金返還支援事業を創設してはいかがでしょうか。

両制度は町内事業所に有能な新卒者が就職していただける、あるいは近隣に就職する方、子育て中の家族が本町に移住していただける可能性もあると思えます。

ぜひ検討していただきたいと思いますが、町長のご答弁をお願い申し上げます。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

2点目のご質問にお答えをさせていただきますけれども、本町の奨学金制度につきましては、議員がおっしゃられたように昭和47年に条例を制定して、無利子の奨学金、無利子でございました、貸付型の奨学金を貸与しておりました。

しかし、平成元年3月に国主導の行財政改革によりまして、制度の見直しが行われまして、平成元年度に本町の奨学金制度は廃止されて現在に至っております。

また当時はですね、町独自の奨学金がなくても旧日本育英会等の奨学金で十分対応が可能であったことと合わせまして、本町の奨学金の利用者は激減していた状況でもありました。

文部科学省の発表では、現在、全学生の約3割の方が奨学金制度を利用しているとし、奨学金事業を実施する独立行政法人日本学生支援機構におきましては、平成29年度から新たに給付型の奨学金事業を導入しております。

さらに無利子の貸与型につきましては、基準を満たす者全員が貸与を受けられるように制度を拡充したということでございます。

また、昨年12月に閣議決定されましたこども未来戦略におきましては、令和7年度からは扶養されるお子さんが3人以上の世帯については、大学等の授業料が無償化されるということが盛り込まれております。

一方、近隣の状況を見ましたら、条件や上限など相違はありますけれども、他の自治体では奨学金の制度はまだ続けているということでございます。

本町といたしましては、子どもさんが家庭の経済的な理由で、自らの進路希望を叶えられないということはあってはいけないと認識しておりますし、また本町におきましては、先程の一般的な奨学金条例は廃止いたしましたけれども、対象者を限定した農業後継者就学支援でありますとか、保育士確保のための保育士確保対策として出した場合とか、条件を満たせば支援金や補助金の返還を免除する制度を行っております。

議員がご指摘の奨学金貸与、これを再開させる場合には、制度の安定的な継続、さらには安定的な運営など可能性を慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。

しかし、町としてもですね、今後、移住・定住政策の一つとして町独自の奨学金制度は有用であるというふうに考えておりますことから、現行の農業後継者、あるいは保育士の確保に対する支援制度を他の分野にも広げてですね、さらに奨学金返還支援についても、しっかり前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

大変前向きな答弁をいただきました。有難うございます。

無利子の奨学金もあるようでございますが、大変借り入れる要件が厳しいということも調べさせていただきました。

日本学生支援機構、ごめんなさい、日本政策金融公庫ですか、これがホームページにシミュレーションがあつてですね、私が適当にと言ったら変ですけど、やってみますと300万借り入れたらですね、年利が2.25%、返済総額が約365万円くらいということで、毎月、返済年数にもよるのですけれども、毎月1万7千円ぐらいの返済になる。

そうなりとやっぱり、最近の基本給が高くなつたとはいえ、それこそ車にも乗りたい、結婚もしたいということになれば、大分ですね、負担になるのではないかと。

私が役場にお世話になつた時も、大学で卒業した方に何人か奨学金の返済の話も伺いました。

そういうことをですね、加味して、結構奨学金がいらっしゃる、そして返済も大変だということで、ぜひとも対応をしていただければと思います。

本日は有難うございました。

議 長（大野君）

以上で金子議員の質問を終わります。次に4番 岡崎議員の発言を許

します。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

質問をさせていただく前にですね、ちょっとお詫びしなきゃならないのかなというふうに思っているところでございます。

今回のこの質問をするのにあたってはですね、昨年の12月に質問させていただこうと思ったのですが、ちょっと私の調査不足でですね、今回にした訳でございまして、先般送られてまいりました新年度予算、それから町長の執行方針、これらを見ますと、何か私の言おうとしていることがですね、すでに大分執行方針、あるいは予算の中に取り入れられているのかなというふうに判断をいたしました。

そんなことで、変な質問になっておればですね、お詫びをいたしたいというふうに思いますが、一部違うところもあるのかなということで、質問をさせていただきたいと思っております。ご容赦いただきたいと思います。

質問の内容といたしましては、介護サービス事業所への補助金制度の創設ということでございまして、現在、秩父別町には特別養護老人ホーム和敬園を始め、グループホームべにばら、デイサービスセンター、訪問介護事業所など、老人のための施設や事業が行われており、同規模の他の町村の規模と比較してもですね、充実されている方であると思っております。

しかし、本町に限らず、介護の世界では現在極端な人手不足や物価高騰による、収支の赤字に悩まされているのが現状のようであります。

収支の改善については、国も3年に1回介護報酬の改定を行うなどの方策を講じており、今年の4月にも改定が行われることになっておりますが、改定の額は十分なものとは言えないとの声もございまして。

さらに、人手不足が非常に深刻な問題であり、人手が少ないため、利用希望者の要望に応えられず、施設の利用を拒否せざるを得ない状況のようであります。

現に、和敬園では定員80名のところを60名程度に、それからべにばらでは1ユニット9名の2ユニットのうち1ユニットを閉鎖しているなどが現状のようであり、いずれも人手不足によるもののようにございまして。

人員確保のため、職業安定所を介しての募集やチラシによる募集、知人等を介しての募集にも効果がなく、全くの手詰まりの状態であり、このよ

うな状況は本町に限らず、特に少子高齢化が顕著な過疎地帯全般の状況のようであります。

そこで、対策としては年々増加する外国人労働者の採用であります。

全国的に見ても、外国人労働者の数は年々増加し、北海道においても色々な分野で外国人労働者が増加し、昨年度の就労者は3万5千人で、前年対比27.4%の増加であるとの新聞報道もありました。

近隣の介護施設でも外国人労働者の雇用が進んでおり、本町の和敬園においてもですね、外国人の介護従事者を採用しているようであります。

外国人労働者には、5年間他の業種に移動できない技能実習と自由に職種を移動できる特定技能があり、和敬園の場合は特定技能のようであります。

いずれの場合も、外国人紹介事業者を介しての採用であり、技能実習と特定技能では費用に差があるようではありますが、いずれの場合においてもですね、年間1人当たりほぼ60万円程度の手数料を紹介事業者に支払うようであります。

しかし、経営が非常に厳しい状況の下で、この費用を捻出することが非常に困難なこともあるようであります。

住み慣れた町で穏やかに老後を過ごしたい、住み慣れた町で終期を迎えたいのは、等しく誰もが望むところであると思います。

しかしながら、現状のような状況が続けば、介護が必要となった時に、住み慣れた町では介護を受けられなく、遠くの住み慣れない場所で、家族や知人とも会うことがままならない状態になる方が多く発生するものと思われる。

そこで、本町の介護事業の安定と継続のため、外国人労働者を雇用する場合の費用に対して、補助金を交付する制度の創出を検討されてはと思います。

本町の介護事業所の実情を調査すると同時に、外国人紹介事業者によって経費の多寡があるとは思いますが、それらを調査し補助金、補助率等を検討され、補助金制度を創出されてはと思いますが、その可能性について町長のお考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町長（澁谷君）

岡崎議員のご質問にお答えさせていただきますが、高齢化社会が進行する中で、要介護者は増加傾向にありまして、一方で介護職の人材不足、これが全国的な課題となっております。

厚生労働省の需給推計によりますと、2025年における介護人材の需要が約253万人見込まれるのに対しまして、供給は約215万人といわれており、約38万人の介護職が不足すると懸念されております。

議員がご指摘のように、本町におきましては、高齢者施設の人材不足は顕著でありまして、職員の不足から入居者を受け入れることができず、施設の一部を休止している事業所も発生している状況であります。

人材不足は、少子高齢化による生産年齢人口の減少に加えまして、過酷な労働内容に対して賃金が安価であるといったことが要因とされておりますし、この解決に向けて国では介護職員の賃上げを実現するために、介護報酬の改定でありますとか、処遇改善加算を創設し、待遇の改善を進めているところでございます。

本町におきましても、平成29年度から介護従事者確保推進事業を実施しておりますけれども、さらに人材の確保に向けまして、令和5年度に制度を見直して、初任者や介護福祉士研修の受講費用への助成に加えまして、採用した職員への就労支援金の支給に対して助成するなど制度を拡充しましたけれども、課題の解決には至っていないという状況でございます。

このような状況の中、介護現場では外国人労働者の採用が進んでおりまして、厚生労働省が2023年1月に行った調査では、約1万7千人の方々が雇用され、その数は現在も増加傾向にあるということでございます。

しかし、外国人を雇用するには、言葉の壁や採用に至るまでの経費が高額であるなどの多くの課題もあり、気軽に利用できる状況とはなっていないということでございます。

町内の介護事業所におきましても、令和3年から外国人の雇用が始まっておりますけれども、採用までの内容を問い合わせいたしましたところ、外国人を採用するにあたっては初期費用として紹介料44万円、本国から来日する場合にはさらに40万円程度の初期サポート費用、さらに雇用後は管

理費として毎月2万円を特定技能所属機関に納付するシステムであるそう
でございます。

また、高額な費用をかけて外国人を採用してもですね、日本の生活に慣
れてまいりましたら、交通や買い物など便の良い都市部へ転居する傾向に
ありまして、雇用の継続が課題となっているところでございます。

議員からご提案のありました、外国人労働者の採用につきましては、近
隣では深川市が今年度ですね、令和5年度から外国人労働者を雇用する法
人に対しまして、就労後6ヶ月を経過した時点で1人当たり10万円を補助
する制度を創設しているところでございます。

本町では、町民の福祉向上のために、民間事業者が様々な経営努力を行
って、各種の事業を実施していただいておりますけれども、昨今の人材不
足については大きな課題でありまして、事業所の閉鎖だとか規模縮小によ
り、将来町民が必要なサービスを受けられなくなる事態も想定されます。

町では、町営の入居型施設を設置していないことを踏まえまして、今後
も民間事業者の方が安定して施設の運営ができるように、各事業者及び地
域ケア会議など関係機関のご意見をいただきながら、効果的で効率的な支
援制度を検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議 長（大野君）
岡崎議員。

4 番（岡崎君）

どうも有難うございます。今町長がおっしゃったとおりですね、外国人
労働者、本町に来たけれども、あまりにも何て言うのですか、都会から見
ると田舎すぎて長続きしないと。

1年もしくはそれ以上ですね、違うところに行きたいという方がいら
っしゃるというのも現実なようでございます。

これはそこに勤める外国人労働者、同じような境遇の方が何名いるか
によっても変わってくるかと思えます。

言葉があまり上手く通じない人が一人でいるというのは、なかなか大変
じゃないかなということも想像できます。

ただ、ついこの間もどうしても介護施設に入居しなきゃならない、町内

の施設に聞いたところ、町内では受け入れられないというような状況です
すね、やむを得ず他の町にですすね、入居せざるを得なかったという方もい
らっしゃるようでございます。

それで、こういう状況がですすね、今後ますます続いていくのじゃないだ
ろうかと。

状況が良くなることはなくてですすね、悪化するばかりじゃないかなとい
うような気もいたします。

今ここにいる私達も何年かするとですすね、そのような施設にお世話にな
らなきゃならない時代が来るかと思えますけれども、その時にはどうして
も町内ではなく、違うところで、違う遠くの町に行かなきゃならないと、
このような状況も出てくるのではないかというふうに思うところでござい
ます。

なんとか日本人の介護者がいなければ、外国人の労働者に頼るしかない
のではないかという気もいたしますし、先程お話しました介護紹介所、こ
こはですすね、町長がおっしゃった金額にやや近い 60 万かそれ以上の金額が
1 人当たり年間かかるのではないかというふうに思いますし、それらを経
営の厳しい介護事業者に全額見れというか、全額それを見てですすね、経営
していけというのもなかなか酷な部分があるのじゃないかなと。

できるだけ町の方ですすね、その辺の面倒を見てあげるような補助制度、
これを検討していただければなと思うところでございます。

それと今年の、通告にないのですけれども、今年の予算書を見ますと、
介護事業者の離職防止であるとか、研修、これに予算が 230 万程見られて
いるようでございますけれども、今勤めている介護事業者の方、介護従事
者の方にですすね、研修をしてもなかなか人が増えるというような形にはな
らないのじゃないかと。

私が思うには、介護従事者の数を増やさなければならない、これが最大
の課題だと思っておりますので、その辺も検討いただければというふう
に思っております。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

ちょっと1点確認させてほしいのですけれども、町内の施設に入れず、町外に行ったということなのですからけれども、今空きがあると思って私は認識しておるので、入れないというのはどういう状況で入れなかったのかちょっと、介護度の問題なのか、介護度が2だと入れませんので、その辺ちょっと後から確認させてください。

それは別として、実はですね、外国人労働者を採用するのにあたって、また少々お金がかかると。

施設の方もお金かかるの仕方ないというのもある面あったのですけれども、たまたま何日か前なのですからけれども、大変有難い話を聞いてまいりました。

というのは、言ってもいいのかな、東川町に専門学校あるのですけれども、あの町が介護人材、あるいは保育人材を地域おこし協力隊を募集して、さらに外国人を含めて、外国人学校もある、日本語学校もある、そこで募集をかけて、しゃべれる者は今度その介護士専門学校で勉強して、2年間なり3年間なり勉強して、各地に派遣すると。

その時に私どもが今のところ約400万、380万前後のお金を学費として面倒見てやりますと。

面倒見てやった時に、秩父別に来るといふ人がいればですよ、面倒見てやった時に5年間縛りでうちに引っ張ってこれるといふことは分かりました。

うちが出す370万については、特別交付税で約8割、返ってまいります。

それから、その方今東川町っていふところの特定の地域おこし協力隊でいけば都市部にあたるのです、都市部にあたります。

あそこからうちに地域おこし協力隊として引っ張ってこれるのです。そうすると、3年間国のお金で地域おこし協力隊として、例えば介護施設で雇っていただけると。

介護施設はもし足りなければ、見なきゃいけないでしょうけれども、基本給等々は国の地域おこし協力隊のお金として見ていただけるといふことが分かってまいりましたので、早々に議会終わってから東川町に行つてですね、少ししっかり勉強してきたいというふうに思っておりますし、それが駄目でもですね、今議員が言われたように、深川市が去年から始めたよ

うでありますけれども、なんらかの手を打っていきたいというふうに考えております。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

東川町の話も私聞きましたけれども、すごくいい条件なものですから、競争率がかなり高くなるのじゃないかというふうな気はしているわけです。

うちで300万なり400万なりのお金を払うということになれば、ちょっとまた話は別かもしれませんが、そこが日本人の方なのか外国人の方なのか、両方の研修を東川はやるのかというのもちょっと私の調べた範囲では分からなかったのですが、何とかですね、人材確保のためにいろいろな方策を講じていただく、あるいはいろいろな情報を収集していただくというようなことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（大野君）

以上で岡崎議員の質問を終わります。次に8番 藤岡議員の発言を許します。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

それでは私の方から高齢者世帯への除排雪補助金制度の柔軟な運用をと題して質問をさせていただきます。

雪国に住む高齢者にとって一番の重労働は、降った雪の処理です。

特に一戸建てに住む高齢者には、毎日の雪かきに加え、屋根の雪下ろしや雪庇落としなど重労働であるとともに常に危険が伴うものであり、毎年のように除雪中の事故が新聞やテレビで報道されています。

町内においても、今シーズン数名の方が除雪中における事故により怪我をされ、今も入院されている方もいらっしゃると思います。

そこで、町としては特に高齢者世帯に対し除排雪費用の一部を補助することとして、町内の指定業者による除排雪作業が実施されており、利用者の方には大変喜ばれています。

しかしながら、今シーズンは頼んでも事業者が作業に来てくれないという事例が多発しており、この補助制度は事実上機能停止状態になっていると言っても過言ではないと思われま

す。町長が常に言われている「この町に住んで良かった」と高齢者の方に実感していただくためにも、今後どのような対策をとられるのか、町長のお考えを伺います。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えをさせていただきますけれども、その前に、議員の質問通告書に「この補助制度は事実上機能停止になっている。」というご発言がありますけれども、本事業には30万円の予算をいただきまして、この冬において16件の方がこの制度を利用して除排雪をされておりました、昨日までに24万円の支出をさせていただいております。

また、私のもとには「助かった。」とか「これからも続けてほしい。」といった言葉も耳に入ってまいります。

私どもは、議員がおっしゃるとおり、「この町に住んで良かった。」と申していただけのように、日々模索しながら政策を実行しているところでありま

すけれども、何をもって「機能停止」とされているのか理解ができません。そのうえでお答えをさせていただきますけれども、今年度におきましては、当初予定していた業者の方々が、人手不足のため対応が難しかったことは事実でございますけれども、業者の方々にも精一杯ご努力をいただいた結果でございます。

また、私が聞き及んでいる事例の中には、「電話での依頼があった翌日に作業をしてほしい。」ということでお伝えしまして、対応ができない旨をお伝えいたしましたら、激高されて電話を切られたといった事例もあったよう

でございます。業者の方には、本業が休みの日、あるいは時間が空いた日に除排雪をお願いしているわけでありまして、あくまでも業者の方々の善意に頼ってや

っている事業でございます。

その辺りを町民の皆さん方にしっかりと周知をして、理解をしていただいていたなかったということは私どもも反省しなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

さらに、業者の方は本制度が始まる以前から除排雪を依頼されている、各家庭から依頼されているご家庭もありまして、なかなか手が回らなかったのも事実でございます。

そこで、令和6年度におきましては、早い時期から除排雪をお願いできる業者の方を募集することといたしますし、さらに、町内の業者に限らず北空知、深川市を含みまして、北空知圏域にまで業者の方を広げて呼びかけをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ただ、屋根の雪下ろしは高所での作業で危険であることからですね、なかなか人手の確保には、どこの市や町でも苦慮しているのが現状であります。

そういったことから、町民の皆さん方全ての要望に応えられるのかは不透明な状況ではありますが、そういったことで、早めに手を打っていききたいというふうに思っております。

また、今程申し上げました他にも、他の自治体の状況を参考にしながらですね、ベストなことはできないとしても、よりベターな方策を検討してまいりますし、今年度のような事態、これが想定されるのであれば、この補助制度をもう一度始めから、根幹から見直していかなければならないと、思っているところでございます。

また、さらに議員の質問にあります「柔軟な運用を」ということでの答弁になったのか疑問でございますけれども、以上申し上げまして、議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

議 長（大野君）

藤岡議員。

8 番（藤岡君）

一部不適切だというふうにおっしゃっていただきました。そんな表現になってしまったことをお詫び申し上げたいと思いますが、私がいろんな高

齢者の方の除雪に対してお伺いしている限りでは、来ていただけないという方ばかりの話だったものですから、そういうふうに、ちょっと他の方でもう少し確認できれば良かったのかなと思って反省しております。

柔軟な対応という部分に関しましては、最初のこの補助金の制度の考え方としては、屋根雪下ろし、それからしばらく経ってから、落ちた雪も対応するというような流れになっていたかなと思いますけれども、今般の暴風雪といいますか、異常気象の中での風雪の災害で色々、困る時期というのは一斉に皆さん困っているというような状況で、業者の方も少ない人員の中で対応していただいているというのは十分に理解をしておりますが、雪国だからこそ屋根雪等の処理に関わらず、町も昔から町道等の除排雪を近隣の町に比べて綺麗にやっていたという事で、大変有難いと町民の皆さんも喜んでいるのですが、だんだん高齢化になってきますと、その綺麗に除雪していただいた雪が家の周りにどうしても残ると、その雪が高齢の方になるほど片付けるのが大変だという話もたくさんの方から伺っています。

理解はしているよといわれてはいますけれども、現実大変でありまして、国道沿いの融雪槽に雪を入れるのもだんだんと入れづらく、一斉に入れることになりますので、入れづらくなってきているのが現状かなと思います。

今後は秩父別町も高齢化がどんどん進んでいくというのが現状だと思います。

その辺の除雪の支援に対することが充実していかないと、なかなか秩父別に長く住んでいただけない状況が増えてくるのかなと。

1軒、1人の方ですが、冬の間は本州のところに住んでいると、夏になったら戻って来るという方もいらっしゃると思います。

どうしても冬、自分達もだんだん、除雪本当に大変なのですが、小さい頃から慣れているといいますか、そういう部分では理解をしておりますけれども、いろんな方が秩父別に住んで、冬の間も快適に住んでいただけるという条件を作っていただくというのが行政の仕事の一つかなというふうに思いますので、いろんな部分を検討していただいて、高齢者に優しい町づくりを考えていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

この雪については、屋根雪、まず屋根雪の話しますけれども、屋根雪は深川の業者に聞いたら、やはり3割しか対応できていないと、1社しか聞いていませんけれども、大変なのだということで、屋根に上がれる人がなかなかいないというようなのです。

それと今議員が言われた雪についてはですね、屋根雪に限らず、道路の除排雪の雪もそうですし、当然機械で雪はねしたら重たいものが残る。

それは当然分かるのですけれども、私も実は夢みたいなことを考えてはいるのですけれども、なかなか実際やってくれる方がいないということで苦労しているのですけれども、本当はそれを全て請負っていただける会社というか、法人ができて、そこに町が助成金を出してですね、やっていただければ一番有難いのですけれども、なかなか人手がいない、それこそ人手がいないということになるのですけれども。

ただ、この雪については来年、再来年、ずっと続く問題でありますので、私どもも来年からとか、再来年からということではなく、長いスパンで、どうやってそれを、特にお年寄りの方、あるいは体の不自由な方が冬の生活を楽にできるのかこれから、永遠の課題だというふうに思っておりますけれども、一番いいのは水に流すことですが、そんなに水もありませんので、そこも含めてですね、除雪のあり方、除排雪のあり方についてはですね、これからまだまだ検討していかなくちゃいけないと思っておりますし、喫緊の課題、お年寄りの方や所謂弱者の方が家の周り、あるいは家の周りの重たい雪をどうするかを含めてですね、しっかりと検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますけれども、今現在、これといった案というのがなかなか、もっと言えるのですけれど、なかなか賛成していただけないということで、もう少し時間をかけて検討を進めてまいりたいと思っております。

議 長（大野君）

藤岡議員。

8 番（藤岡君）

私も重々無理な状況の話だということを承知で質問させていただきましたが、今後町長も今言われたように永遠の課題ということの中では、どこかで少しずつ解決していかなくちゃいけないというふうに思っております。

お互いに町民が協力し合うような、防災等々にしてもそうなのですが、協力し合うような町づくりというのにも必要になってくるのかなというふうに思いますが、自分もそう思っただけでも、なかなか体が動かなくなってくるというようなことで、難しい状況だとは思いますが、行政手腕をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

有難うございます。

議 長（大野君）

以上で、藤岡議員の質問を終わります。

午後 1 時 30 分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0 時 41 分

再 開 午後 1 時 29 分

再開をいたします。

（日程第14 議案第 11 号「秩父別町立義務教育学校設置条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 14、議案第 11 号「秩父別町立義務教育学校設置条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 教育次長。

教育次長（大山君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 11 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 11 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第 12 号「秩父別町ケアラー基本条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 15、議案第 12 号「秩父別町ケアラー基本条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 12 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

今回ケアラー基本条例を制定する訳でございますけれども、第 4 条の町が行う支援に関する施策並びに第 2 項の町民、事業者と連携を図るとありますけれども、具体的にどう、ごめんなさい、1 項の町の施策について具体的にどういうことを想定しているのか、教えていただきたいのと、あと、

我々町民はどういうことが協力というか、連携というか、できるのか、もし想定しているものがあれば具体例といいますか、そういうのをお示しいただきたい。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

第1項の具体的な施策ということですが、他町の例でございますけれども、八雲町という町の事例でございますが、既存の体制を活用するというので、まず相談窓口を、例えば高齢者であれば地域包括支援センターを窓口にしてですね、横の連携ですか、うちであれば社会福祉係であったり、また子どもの場合であれば、教育委員会であったり、子育て支援センターであったりと連携を図りながら、協議を行うというような形で、どのような対策が必要になってくるかということをお協議をするような場を設けたいと考えてございます。

また、町民についてでございますけれども、もしですね、ケアラーということで、ヤングケアラーであったり、そういった方を発見した場合ですね、それはこちらの、住民課の方にですね、ご連絡をいただくなり、また様々な会議でですね、そういった事例がないかどうかはこちらの方に連絡をいただくということをお願いしたいと考えてございますので、色々とさせていただきます。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
結構ですか。他に質疑はございませんか。 眞島議員。

3 番（眞島君）

1点お聞きしたいのですけれども、私あんまり頭が良くない方なので1つ、第2条の（2）の事業者とは秩父別町内の個人事業者、括弧の中なの

ですけれども、個人事業主及び事業を行う自然人という言葉が出てくるのですけれども、この自然人って普通の人のことをいうのか、自分もネット等でちょっと調べてみたのですけれども、権利のある人とか難しいことをごちよごちよ書いてあるものですから。

ここでいう自然人というのはどういう方を指しているのか、お分かりになる範囲で結構でございますので。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

こちらの個人事業主と書かれてございますけれども、個人的な事業を行っている方、農業であったり、商工業であったり、そういった方を想定しているのかなと私の方では考えてございます。

事業を行う自然人とございますので、こちらもちよっと確認をさせていただきます。申し訳ございません。

議 長（大野君）
よろしいですか。 眞島議員。

3 番（眞島君）

ただの人なのかなという気もするのですけれども、なんとなく普段使われていない言葉が使われているので、意味があるのかなと。

議 長（大野君）

いいですか、後で回答するということで。

他に質疑はございませんか。

（ありませんの声）

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第16 議案第 13 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 16、議案第 13 号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 13 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 13 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案どおり可決いたしました。

住民課長より議案第 12 号の関係について、発言を求められていますので、これを許します。

住民課長（塩地君）

先程の自然人の関係でございますけれども、こちらを個人事業主と、また事業を行う自然人と書かれていますけれども、事業主以外の個人で行う人のことをいっていると。

法人と個人を区別するための法律用語だというものでございます。

議 長（大野君）

眞島議員、よろしいでしょうか。

3 番（眞島君）

はい、分かりました。

議 長（大野君）

いいですか。

（日程第17 議案第14号「秩父別町農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第17、議案第14号「秩父別町農業集落排水事業の地方公営企業法一部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第14号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 14 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第 15 号「秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第 18、議案第 15 号「秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第 15 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 15 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第 16 号「秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（大野君）

日程第 19、議案第 16 号「秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 16 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 16 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 20 議案第 17 号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（大野君）

日程第 20、議案第 17 号「秩父別町手数料条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 17 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 17 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 21 議案第 18 号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（大野君）

日程第 21、議案第 18 号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 18 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 18 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 22 議案第 19 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 22、議案第 19 号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 19 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 19 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は原案どおり可決いたしました。

(日程第 23 議案第 20 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第 23、議案第 20 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 20 号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 20 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は原案どおり可決いたしました。

**(日程第 24 議案第 21 号「秩父別町営住宅条例の一部を改正する条例の設定について」、
日程第 25 議案第 22 号「秩父別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について」)**

議 長 (大野君)

日程第 24、議案第 21 号「秩父別町営住宅条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第 25、議案第 22 号「秩父別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の設定について」を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 21 号と議案第 22 号に対するの質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

極度額という聞き慣れない言葉なのですけれども、この額というのは具体的にいくらぐらいとかっていう数字で出てくるものなのですか。

議長（大野君）

建設課長。

建設課長（宮武君）

極度額は家賃の 12 ヶ月分を見込んでおります。12 ヶ月、1 年間。

議長（大野君）

よろしいですか。

4 番（岡崎君）

分かりました。

議長（大野君）

他に質疑はございませんか。 金子議員。

2 番（金子君）

今回民法の改正による改正ということで、資料を私が調べたところでは、

2020年4月以降の契約には、やったやつは極度額の定めがない根保証契約は無効となるというふうに書いてあったのですが、今現在保証人立ててやっていると思いますけれども、これを保証人に請求するかどうかというのとは別問題でしょう。

契約上といたしますか、取り扱い上ですね、12ヶ月って今おっしゃいましたけれども、12ヶ月以上の滞納者、中にはいると思うのですが、そういう方の滞納については、今後どういう取り扱いになりますか。

今まで例えば、今年の3月までに1年以上滞納している方がもしいらっしゃるとしたら、その1年を超えた分は債権放棄になるのか、その辺分かりますか。

議 長（大野君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

まず4月1日からの施行ですので、この保証人の極度額については、これからの契約者については保証人が12ヶ月の極度額が適用される。

その前の滞納者については、今随時保証人と対応をしながら、分納していただいたり、そのままの継続をしておりますので、そのままの何年で払うっていうことを継続した中で、対応をしております。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

極度額が設定されるということはですね、私の認識では例えば12ヶ月以上滞納の方を放置しておく、それ以上はもらえないということになるのかと思います。

今後ですね、これはお願いなのですが、公平性の観点から、私決算特別委員会でも度々お願いしているのですが、なるべく滞納額が増えることなくですね、事前にこう、何て言うのですか、納付をお願いしていただくように頑張りたいと思います。以上です。

議 長（大野君）

他に質疑はございますか。

（ありませんの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 21 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 22 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 26 発議第 1 号「秩父別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」）

議 長（大野君）

日程第 26、発議第 1 号「秩父別町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これを事務局長に朗読させます。

事務局長（内山君）

別紙により朗読

議 長（大野君）

本件について、提出者の藤岡議員、何か補足することはありますか。

8 番（藤岡君）
ございません。

議 長（大野君）

本件に対しての質疑をお受けします。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

ただ今設置されました広報公聴常任委員会の委員については、委員会条例第5条の規定に基づき、

1番 松永 徹議員、2番 金子利生議員、3番 眞島秀樹議員、5番 中西伴浩議員を指名します。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました4名を広報公聴常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ご報告いたします。

先に開催された全員協議会において、委員長及び副委員長の協議が行われ、広報公聴常任委員会委員長に眞島秀樹委員、副委員長に金子利生委員が、それぞれ選任されました。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、広報公聴常任委員会委員長に眞島秀樹委員、副委員長に金子利生委員が決定いたしました。

（日程第27 議案第23号「令和6年度秩父別町一般会計予算について」、

日程第28 議案第24号「令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第29 議案第25号「令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第30 議案第26号「令和6年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第31 議案第27号「令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」、

日程第 32 議案第 28 号「令和6年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」

議 長（大野君）

日程第 27、議案第 23 号「令和 6 年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第 28、議案第 24 号「令和 6 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第 29、議案第 25 号「令和 6 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第 30、議案第 26 号「令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第 31、議案第 27 号「令和 6 年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」、

日程第 32、議案第 28 号「令和 6 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、

以上 6 件を一括議題といたします。

各会計の概要について、説明を求めます。最初に一般会計予算について説明を願います。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、農業集落排水事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第23号から議案第28号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに、いたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

ご報告いたします。先に開催された全員協議会において、委員長及び副委員長の協議が行われ、予算審査特別委員会委員長に藤岡浩文委員、副委員長に眞島秀樹委員がそれぞれ選任されました。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会委員長に藤岡浩文委員、副委員長に眞島秀樹委員が決定されました。

ただ今、予算審査特別委員長に決定されました藤岡委員から発言を求められておりますので、これを許します。 藤岡委員。

委員長(藤岡君)

ただ今、設置されました予算審査特別委員会の委員長に、私が指名をいただき、大変に光栄に存じているところであります。

本委員会の意義を思いますと、その責任の重さを痛感しているところであります。

皆様方のご協力をいただきながら、職務を全うしたいと思っておりますので、眞島副委員長共々、よろしくお願い申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(延会宣言)

議長(大野君)

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月12日午後4時45分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦勞様でした。

延 会 午後2時23分